千葉県ICTアドバイザリー会議設置組織・運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「県民の暮らしを豊かにする千葉県 I C T 利活用戦略」(以下「戦略」という。)第4章の1に規定する千葉県 I C T アドバイザリー会議 (以下「アドバイザリー会議」という。)の組織及び運営に関する事項を定め るものとする。

なお、アドバイザリー会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に 基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 アドバイザリー会議は、戦略推進への助言など、千葉県における I C T 利活用全体に関するアドバイスを行う。

(組織)

- 第3条 アドバイザリー会議は、総合企画部長が依頼する委員をもって組織する。
 - 2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

- 第4条 アドバイザリー会議に座長を置き、座長はアドバイザリー会議の議事 を進行する。
 - 2 座長は、委員の互選により選出する。
 - 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

(会議)

- 第5条 アドバイザリー会議は、総合企画部長が委員を招集し開催する。
- 2 アドバイザリー会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各 号のいずれかに該当する場合であって、アドバイザリー会議において会議の 一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りではない。
- (1) 千葉県情報公開条例 (平成12年千葉県条例第65号) 第8条に規定する不開 示情報が含まれる事項に関して審議を行う場合
- (2) 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 アドバイザリー会議の会議結果については、アドバイザリー会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後県ホームページに掲載するものとする。

(会議の傍聴)

- 第6条 アドバイザリー会議の傍聴定員は、アドバイザリー会議の都度、会議 室の収容人員等を考慮して定めるものとする。
- 2 アドバイザリー会議の傍聴受付は、原則として開会の20分前から10分前まで、先着順に行い、定員になり次第、終了する。
- 3 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、アドバイザリー会議を公正・ 円滑に運営するため、「(別紙) 傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努め るものとする。

(会議開催の周知)

第7条 アドバイザリー会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、 議題、開催場所、問い合わせ先(担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法) を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

(庶務)

第8条 アドバイザリー会議の庶務は、総合企画部政策企画課が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、アドバイザリー会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年1月30日から施行する。

(委員の任期)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この要領施行後に最初に依頼する委員 の任期は令和4年3月31日までとする。

千葉県 I C T アドバイザリー会議 委員名簿

(敬称略、五十音順)

荒川 典彦 公益社団法人千葉県情報サービス産業協会 事業企画部会長

今泉 貴史 千葉大学 統合情報センター 教授

小池 ひろよ 一般財団法人渋谷区観光協会 事務局長

庄司 昌彦 武蔵大学 社会学部 教授

白澤 美幸 Civic Tech Zen Chiba 代表

宮入 小夜子 開智国際大学 国際教養学部 国際教養学科 教授

山口 徹 スマートシティ企画株式会社 代表取締役